

こ成環第89号  
令和8年2月12日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
公募団体  
殿

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)

令和7年度こどもの居場所づくり支援体制強化事業(令和7年度補正予算分)  
の実施について

こどもは家庭を基盤とし、地域や学校等様々な場所において、安全・安心な環境のもと様々なおとなや同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在であるが、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。

また、こども・若者を取り巻く環境に目を転じると、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺するこども・若者の数の増加等、その環境は一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化し、こどもの権利が侵害される事態も生じており、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある。

加えて、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっている。

こうした背景を踏まえ、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を定め、全てのこどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進しているところであるが、市町村におけるこどもの居場所づくりの支援体制の強化を図るため、今般、別紙のとおり「こどもの居場所づくり支援体制強化事業実施要綱」を定め、令和7年12月16日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して、周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別紙)

## こどもの居場所づくり支援体制強化事業実施要綱

### 第1 目的

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加等、こどもを取り巻く環境の厳しさが増し、価値観も多様化する中、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進していく必要がある。

本事業は、令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、各自治体におけるこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対する支援、NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出すための取組の検証に係る経費を補助することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすること及び、児童館等が実施する活動の開発等に係る経費を補助することにより、地域における諸課題を解決することを目的とする。

### 第2 実施主体

事業を実施する主体は（以下「実施主体」という。）は、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県及び市町村は事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができることを認められた者に委託して実施できることとする。

ただし、第3に定める事業のうち、3については、同項に定めるところによるものとする。

### 第3 事業内容

#### 1 こどもの居場所に係る実態調査・把握事業

##### (1) 趣旨

居場所づくりを進める上で、地域における居場所について、供給側と需要側の2つの側面から、実態把握を行うことが重要である。

本事業は、供給側の実態として、地域において既に居場所となっている資源がどれくらいあるのか、また、どんな機能を担い、実際にその機能を果たしているか、支援における課題や改善策、実施状況、どのような範囲で支援を提供しているのか等を把握するとともに、需要側の実態として、地域に住むこども・若者が自分の居場所を持っているのか、また、こども・若者が居場所についてどんなニーズを有しているのか、なぜニーズを充足できないのか、どんな要因によってニーズを満たせたのかといった内容を把握し、自治体の各種計画等に活かすことで地域におけるこどもの居場所づくりの推進を図る。

## (2) 事業内容

以下の①～③により、こどもの居場所に関する実態について調査し、検証を実施する。

### ① 調査対象

- ・ 学童期（小学生年代）からおおむね 30 歳未満のこども・若者、また貧困や障害等の特定のニーズのみならず多様なニーズを持つすべてのこども・若者
- ・ 管内に所在する居場所の運営者、教育機関、社会福祉協議会や社会福祉法等の関係団体など居場所づくりに関わる者等

### ② 実施方法

- ・ ①の調査対象のうち、全部又は一部を対象としたアンケート調査又はヒアリング調査を実施すること。
- ・ こどもの居場所の現状や直面する課題を把握するとともに、調査結果を踏まえた課題整理等の分析を行うこと。

### ③ 調査項目

調査にあたっては、各自治体において、次の分類に従い、検討し実施することとする。

#### ア 供給側の実態把握として望ましい項目

- ・ 地域にあるこども・若者の居場所となっている場（居場所づくりを目的として行っている場）の数とその機能（例：安全で安心な場の提供、学習・食事支援、外遊び等）、その詳細（支援内容、対象となるこどもの年齢の範囲、運営状況、使用状況等）等
- ・ 居場所づくりに活かせる潜在的施設等の地域資源の状況（例：居場所として開設の意向の有無、開設予定時期、提供予定の支援内容等）
- ・ 居場所づくりを支援する中間支援組織等の関連資源の有無
- ・ こどもの居場所運営や支援者が抱える課題分析

#### イ 需要側の実態把握として望ましい項目

- ・ こどもの居場所に対するこども・若者のニーズ・実態（例：居場所を持っているか、またその居場所はどこか、その居場所に求めているニーズや機能等）
- ・ こども・若者のニーズが満たせていない要因等の分析

#### ウ その他実態の把握、支援策を検討する上で必要な事項

## (3) 留意事項

- ・ こども・若者本人へのアンケートについては、回答、回収、集計等の利便性を考慮し、効率的かつ効果的な方法により実施すること。
- ・ アンケートの実施を通じて回答者であるこども・若者自身が自分の意志で利用できる居場所があることを知ることも想定されることから、例えば、アンケート末尾等に市町村が把握している居場所や相談先一覧を掲載する等、こども・若者が居場

所の利用や相談を望む場合の対応方法も検討すること。

- ・ 効果的と考えられる支援施策を検討するとともに、支援による効果を適切に把握できる仕組みを検討することが望ましいこと。
- ・ 既存の実態調査の対象を拡充して、新たに実態調査を行う場合や、調査結果の分析により追加調査の必要性が生じた場合等においても本事業を活用できる。

## 2 こどもの居場所に係る広報啓発事業

### (1) 趣旨

居場所づくりとは、創設するだけではなく、その場へのアクセスも含んだ概念であり、いかに子ども・若者がその場を知り、見つけ、利用できるかについて工夫することが重要である。そのため、地域の中にあるこどもの居場所が、子ども・若者や保護者に知られていることが必要である。本事業は、地域におけるこどもの居場所に関する情報発信やこどもの居場所への認知・理解促進等を図るための広報啓発、地域の関係機関等に対してこどもの居場所に関する取組を促し、こどもの居場所に関して、市町村と当該関係機関等との連携協力体制の構築を図ることにより、こどもの居場所に関する地域の理解を深め、子ども・若者が自身のニーズに適した居場所にアクセスしやすい環境を整備する。

### (2) 事業内容

広報啓発の実施にあたり、次に掲げる項目を参考にしつつ、こどもの視点に立ち、地域の実情に応じて創意工夫して実施すること。

- ・ 多様なこどもの居場所に関する情報をまとめ、マップやポータルサイト等に可視化し、検索できるようにする等、地域全体として地域のどこに、どんな種類の場があるかを把握し、発信すること。
- ・ こどもの居場所に関するシンポジウムを開催する等、地域の理解促進を図るための取組を行うこと。

### (3) 留意事項

- ・ 地域におけるこどもの居場所の情報発信をする際には、特に、対象年齢や施設の特徴、その場の様子や過ごし方等、子ども・若者にとってイメージできるような情報を掲載する等、子ども・若者が「行きたい」と思うような工夫を行うこと。
- ・ 居場所に関する情報に子ども・若者が適切にアクセスできるよう、地方公共団体の福祉部門や教育委員会等が連携して、子ども・若者やその保護者に広く情報提供がなされるよう取り組むこと。

## 3 NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業

### (1) 趣旨

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりや子ども・若者の可能

性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証することにより、全てのこども・若者が安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進する。

## (2) 事業内容

本事業が対象とする居場所の取組は、NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこども・若者の可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等の検証に資する取組（以下、「居場所モデル事業」という。）とする。

（居場所モデル事業取組例）

- ・ 早朝のこどもの居場所づくり
- ・ 新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ ユースを中心とした居場所づくり
- ・ 居場所づくりに関する中間支援
- ・ 被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的とした居場所づくり
- ・ オンライン上において、居場所の提供及び支援の実施
- ・ その他、居場所づくりや居場所における効果的な支援方法等の検証に資する取組

## (3) 実施主体

居場所モデル事業の実施主体は、以下の①及び②のうち申請のあったものの中から、別に定めるNPO法人等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業企画評価委員会（以下、「居場所モデル企画評価委員会」という。）において事前評価を行い、採択されたものとする。

- ① 都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下、「都道府県等」という。）。なお、事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができるかと認められた者に委託して実施できることとする。
- ② 全国展開しているオンラインによる居場所の提供並びに支援及び被災したこどもの居場所づくり支援の実施については、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人（以下、「社会福祉法人等」という。）であって、以下の要件をすべて満たすもの。
  - ア 申請する前年度において当該法人としての事業実績がある等良好な運営がなされていること。
  - イ 過去において、法令等に違反する等の不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行った法人の場合は、補助金の返還を命じられた日が属する年度の翌年度以降1年以上5年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間を経過していること。

## (4) 留意事項

- ・ 本事業の対象は令和8年3月31日までに終了する取組であること。

- ・ 「全国展開しているオンライン居場所の検討」については、地方自治体との連携のあり方や課題等についても報告すること。
- ・ 次に該当する取組については、本事業の対象としない。
  - ① 他の支援制度・補助金で実施可能な取組であって、新たな検討の視点等がない取組
  - ② 教育活動を主たる目的とする取組
  - ③ 第三者への資金交付や営利を目的とした取組
  - ④ 取組に要する費用が50万円に満たない取組
  - ⑤ 取組の大部分が設備又は備品の購入等である取組
  - ⑥ これまでに、本事業に採択された団体による、同様と解される取組
  - ⑦ 事業内容が趣旨と明らかに異なる取組
- ・ 本事業の採択を受ける場合には、別に定める公募要領により応募すること。

#### 4 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

##### (1) 趣旨

地域におけるこどもの諸課題に対応するため、児童館等の機能や役割等を活かすことが期待されている。特に、児童館については、すべてのこどもを対象とする児童福祉施設として多様な役割を發揮しているところであり、国では「児童館ガイドライン」（令和6年度改訂、令和7年度改訂版運用開始）においてその機能等を整理しており、こどもの意見反映の実践等、更なる活動の推進が求められている。

本事業は、児童館等の活動の開発等を行い、地域における諸課題を解決することを目的とする。

##### (2) 事業内容

地域におけるこどもの諸課題に対応するため、児童館や類似施設・事業の機能・役割を活かした活動の開発等を行い、成果をとりまとめる。（以下、「児童館モデル事業」という。）

###### (児童館モデル事業取組例)

- ・ 小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート（学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等）
- ・ 支援の切れ目にあるとされる15歳前後、18歳前後のこども・若者課題に寄り添った居場所づくりを行い、適切な支援に接続する活動（高校や大学、専門学校、子ども・若者総合相談センター等と連携した活動）
- ・ インクルーシブな地域コミュニティづくり（障害児通所支援事業所や放課後児童クラブとの有機的な連携創出）
- ・ 児童館を拠点とするこどもの福祉的課題に対応する人材の配置や活動の調整、他機関連携を行う事業（ヤングケアラーや多文化対応等）
- ・ 児童館や子育て支援施設がない地域の公民館や広場等で専用の車輛等（移動児

童館)に遊具等を乗せて出向き、児童館を再現する事業

- ※ 児童館については、「児童館ガイドライン」にその機能を整理しており、具体的な活動や取組を示している。このうち、多くの児童館で一般的に取り組みられている活動や取組については、対象としない。
- ※ なお、児童館を設置していない自治体においては、類似する機能を有する施設や事業を活用しての実施も可能とするが、児童館がある場合は類似施設等での実施はできない。

### (3) 実施主体

児童館モデル事業の実施主体は、都道府県等のうち申請のあったものの中から別に定める児童館等を活用した地域課題解決モデル事業企画評価委員会（以下、「児童館モデル事業企画評価委員会」という。）において事前評価を行い、採択されたものとする。なお、事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できることとする。

### (4) 留意事項

- ・ 本事業の対象は令和8年3月31日までに終了する取組であること。
- ・ 都道府県等は、事業実施に係る企画推進委員会を設置し、事業内容等の企画・検討を行うこと。
- ・ 都道府県等は、事後評価を行い、実施上の成果や課題を整理した上で、報告書を提出すること。また、こども家庭庁からの要請に応じ、こども家庭審議会こどもの居場所部会「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」等において、発表するとともに、各都道府県等のホームページに掲載する等取組に関する情報発信を積極的に行うこと。
- ・ 次に該当する取組については、本事業の対象としない。
  - ① 他の支援制度・補助金で実施可能な取組であって、新たな検討の視点等がない取組
  - ② 教育活動を主たる目的とする取組
  - ③ 第三者への資金交付や営利を目的とした取組
  - ④ 取組に要する費用が50万円に満たない取組
  - ⑤ 取組の大部分が設備又は備品の購入等である取組
  - ⑥ 事業内容が趣旨と明らかに異なる取組
- ・ 本事業の採択を受ける場合には、別に定める公募要領により応募すること。

## 第4 経費の補助

国は、上記第3に定める事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。